

富井委員長閉會ヲ宣ス

(午前十一時十分閉會)

相  
密  
防

第十五回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル  
條約案ニ對スル處理案外一件審査委員會

昭和八年十二月九日(土曜日)本院事務所  
ニ於テ開會

出席者

倉富 議長

平沼 副議長

審査委員長

富井 顧問官

8

審査委員

櫻井顧問官

荒井顧問官

鎌田顧問官

水町顧問官

原顧問官

窪田顧問官

國務大臣

山本内務大臣

廣田外務大臣

説明員

南 遞信大臣

黒崎法制局長官

金森法制局参事官

佐藤法制局参事官

栗山外務省條約局長

小林外務書記官

福井外務事務官

丹羽社會局長官

赤松社會司部長

秘  
院

柳 密 院

木村社會局書記官

齋藤社會局事務官

福田高工省鑛山局長

淺野逓信省管船局長

重光逓信技師

瀧山逓信技師

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午前十時開會)

富井委員長開會ヲ宣ス

内務大臣ヨリ本案措置案ニ付大體ノ説明アリ

水町顧問官ヨリ本案條約ヲ採用スルコト能ハス

トスル現下ノ實情ノ説明ヲ求メ社會局長官ノ説明アリ

櫻井顧問官ヨリ坑内勞働時間ニ對スル鑛夫ノ意

向ニ付質問アリ社會局長官ヨリ答辯アリ

窪田顧問官ヨリ勞働者保護法規ノ施行狀態及荷

積荷卸ニ關スル取締ニ付質問アリ勞働部長之ニ

答フ

鎌田顧問官ヨリ國際勞働總會ニ於テ採用セラレタ  
ル條約案中帝國ノ批准シタルモノ幾何アリヤトノ  
質問アリ社會局長官之ニ答フ

次テ富井委員長ヨリ非工業勞働ニ従事スル兒童  
ノ最低年齢ニ關スル條約案ノ措置ニ付テハ大ニ疑  
アリト為シ之ヲ採用セサル事由ニ付委ニキ説明  
ノ要望アリ之ニ對シ社會局長官ヨリ答フルトコロ  
アリタルカ同顧問官ハ尚釋然タラス之カ實施ニ關ス  
ル困難ノ事情ヲ質シ同長官ハ小賣商店等ノ具体

相  
密  
院

的事情ヲ述ヘテ辯明スルトコロアリ

次テ富井委員長ハ御批准文案ヲ朗讀セシム

(堀江書記官朗讀)

右終テ委員長ハ國務大臣及説明員ノ退席ヲ  
求ム

(國務大臣及説明員退席)

其ヨリ審議ノ結果本案二件ハ何レモ此ノ儘之ヲ  
可決スルコトニ決定シ審査報告書ノ作成ハ之ヲ  
委員長及書記官長ニ一任スルコトニ決ス  
富井委員長閉會ヲ宣ス

(午前十一時四十分閉會)

秘  
密  
院

外務省官制中改正ノ件外一件第一回審査委員  
會

昭和七年十一月一日(火曜日)本院事務所  
ニ於テ開會

出席者

倉富 議長

平沼 副議長

審査委員長

金子 顧問官

9